オールインワン顧問契約とは?

オールインワン顧問契約料金(10 名以下企業様限定)

通常、顧問契約料金は、通常、お客様企業の人員数によって、月額の顧問料金を設定しています。 また、顧問契約料金には、原則、給与計算業務や、就業規則の作成・変更業務、労働保険の年度更新や標準報酬月額の算定基礎届、助成金の申請業務などが含まれず、別途、料金が発生する料金体系です。

これに対し、「オールインワン顧問契約料金」は、顧問契約料金とは別に発生する料金は無く、全て含めて(オールインワン)対応させていただくことに大きな特徴があります。

ワンプライス **月額 30,000 円**(消費税込)

すなわち、<u>社労士が受任する全ての業務を、月額 30,000 円</u>で対応させていただく料金体系です!

究極のアウトソーシング『オールインワン顧問契約』は、

2025 年 3 月末までのご契約が対象となるキャンペーン契約です!

※10 名以下の企業様の**創業時の手続きや、またアウトソーシングと同時に、就業規則の作成や、助 成金の請求を委託されるようなケースに最適**な料金体系です。

- ※当顧問契約は最低1年間継続していただくことを前提にしております。
- ※10名以下の企業様でも、お客様のご希望により、「一般顧問契約料金」または「スポット 契約料金」の各体系をご選択いただくことは、もちろん可能でございます。